

改正後

改正前

別表（第8条関係）

別表（第8条関係）

区分	種類	徴収単位	金額	摘要
法第6条関係	電柱、電話柱の本柱	(略)	1,500円	(1) 1件の占用につきこの表により算出した額が500円以下であるときは、これを免除する。 (2) 前号の場合を除き、この表により算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円とする。
	電柱、電話柱の支柱又は支線	(略)	1,500円	
	共架電線その他上空に設ける線類	(略)	(略)	
	公衆電話所	(略)	(略)	
	郵便差出箱	(略)	(略)	
	鉄塔	(略)	(略)	
地下埋設物	口径80ミリメートル未満のもの	(略)	(略)	
	口径80ミリメートル以上のもの	(略)	(略)	
	その他の占用	1平方メートル 1月	300円	

区分	種類	徴収単位	金額	摘要
法第6条関係	電柱、電柱の支柱又は電柱の支線	(略)	1,800円	(1) 1件の占用につきこの表により算出した額が500円以下であるときは、これを免除する。 (2) 前号の場合を除き、この表により算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円とする。 (3) 2以上の使用目的で占用する占用物件については、その占用
	電話柱、電話柱の支柱又は電話柱の支線	(略)	1,100円	
	共架電線その他上空に設ける線類	(略)	(略)	
	公衆電話所	(略)	(略)	
	郵便差出箱	(略)	(略)	
	鉄塔	(略)	(略)	
地下埋設物	口径80ミリメートル未満のもの	(略)	(略)	
	口径80ミリメートル以上のもの	(略)	(略)	
	その他の占用	市長が別に定める額		

第 2 条 関 係	行商、募金その他これら に類するもの	1人 1日	200円		第 2 条 関 係	行商、募金その他これら に類するもの	市長が別に定める額	の主たる目的に よる占用料とす る。
	業として行う写真撮影	1人 1日	200円			業として行う写真撮影又 は映画撮影		
	業として行う映画撮影	1件 1日	4,000円			興行		
	興行	1件 1日	6,000円			展覧会、展示会、競技会 その他これらに類するも の		
	展覧会、展示会、競技会、 その他これらに類する もの	1平方メー トル 1日	100円					

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。